○雲仙市個人情報保護条例

平成17年10月11日 条例第10号 改正 平成27年10月1日条例第15号 平成28年3月25日条例第3号 平成30年3月26日条例第6号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い(第5条-第11条)
 - 第2節 個人情報の開示 (第12条―第23条)
 - 第3節 個人情報の訂正(第24条―第30条)
 - 第4節 個人情報の利用中止(第31条―第35条)
- 第3章 審査請求 (第36条—第38条)
- 第4章 雲仙市個人情報保護審査会(第39条-第47条)
- 第5章 補則 (第48条—第53条)
- 第6章 罰則(第54条—第58条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用中止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市民に信頼される市政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され 得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
 - (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
 - (4) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定 資産評価審査委員会及び議会をいう。

- (5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (7) 本人 個人情報から識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

- 第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を 開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならな い。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報を収集する目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を変更するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、 個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において同項の届出をすることが できる。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧 に供さなければならない。
- 6 前各項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
 - (1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報

取扱事務

- (2) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
- (3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
- (4) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、雲仙市個人情報保護審査会(第39条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

(収集の制限)

- 第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、 又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵 害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- 3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報(特定個人情報を除く。)を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一の実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方

公共団体に提供する場合であって、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に 必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められ るとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を目的外利用又は外部提供したときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 目的外利用又は外部提供した相手方
 - (2) 目的外利用又は外部提供した個人情報取扱事務の名称
 - (3) 目的外利用又は外部提供した理由
 - (4) 目的外利用又は外部提供した個人情報の記録項目
 - (5) 前項の規定により求めた措置内容

(特定個人情報の利用の制限)

- 第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的 以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。 ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であっ て、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認め るときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的の ために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用 することができる。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務 における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情 報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければなら ない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適 用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合による提供の制限等)

第8条 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の処理を行っている場合において、個人 情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、接続先機関に対し報告 を求め、又は必要な調査を行わなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、個人情報の漏えい又は不適切な利用があると認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

(適正な維持管理)

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、 個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理 のために必要な措置(以下「安全保護措置」という。)を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

- 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し安全保護措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 第2節 個人情報の開示

(開示請求権)

- 第12条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)
 - (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自

己に係る特定個人情報

(開示請求の手続)

- 第13条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人(前条第2項に規定する代理人をいう。)であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めること ができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報 を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

- 第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に 掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、 開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣 その他国の機関の指示により、開示することができないとされている情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ること が予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に 規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規 定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に 係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職 務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの

- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれるおそれ、住民の間に著しい混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが明らかなもの
- (7) 市の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする おそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする おそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報 (部分開示)
- 第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に区分して除くことができるときは、前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答える だけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を 明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、第14条の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報に不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その 旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示に必要な事項を書面によ り通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第16条の規定により開示請求を拒否するとき、又は開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第19条 前条各項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内(特定個人情報に係る開示決定等にあっては、30日以内)にしなければならない。ただし、開示請求者に対し、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る事案の移送)

- 第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開 示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実 施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第21条 開示請求に係る個人情報に市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開

示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他 実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第14条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

- 第22条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの 交付
 - (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展 状況等を勘案して規則に定める方法
- 2 実施機関は、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があると きは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。 (手数料等)
- 第23条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。
- 2 個人情報の写しの交付を受けるものは、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する 費用を負担しなければならない。

第3節 個人情報の訂正

(訂正請求権)

- 第24条 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求 (以下「訂正請求」という。)することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提

出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出又は提示しなければならない。
- 3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。 (個人情報の訂正義務)
- 第26条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報が事実と合致していないと認めるときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令に定めのあるとき、その他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 (訂正請求に対する措置)
- 第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定を し、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通 知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速 やかに、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限)
- 第28条 前条各項の規定による決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、訂正請求者に対し、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正請求に係る事案の移送)

- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が第20条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂 正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実 施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報を訂正する旨 の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしな

ければならない。

(個人情報の提供先等への通知)

- 第30条 実施機関は、訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
 - (1) 個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該個人情報の提供先
 - (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

第4節 個人情報の利用中止

(利用中止請求権)

- 第31条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下 この項において同じ。)が第6条の規定に違反して収集されたと認めるとき、又は第7 条第1項の規定に違反して目的外利用若しくは外部提供されていると認めるときは、当 該個人情報の利用の停止、消去又は提供の中止を請求することができる。
- 2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
 - (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止
- 3 第12条第2項の規定は、前2項の規定による利用の停止、消去又は提供の中止を請求(以下「利用中止請求」と総称する。)について準用する。

(利用中止請求の手続)

- 第32条 利用中止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 利用中止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 利用中止請求の内容及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用中止請求について準用する。 (個人情報の利用中止義務)

第33条 実施機関は、利用中止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用中止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の中止(以下「利用中止」と総称する。)をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用中止請求に対する措置)

- 第34条 実施機関は、利用中止請求に係る個人情報の利用中止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用中止請求をした者(以下「利用中止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、利用中止請求に係る個人情報の利用中止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用中止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(利用中止決定等の期限)

- 第35条 前条各項の規定による決定(以下「利用中止決定等」という。)は、利用中止 請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、利用中止請求者に対 し、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用中止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第36条 開示決定等、訂正決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

- 第37条 開示決定等、訂正決定等、利用中止決定等又は開示決定等、訂正決定等若しく は利用中止決定等に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対す る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、雲仙市個人情 報保護審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、 当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合。ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。
 - (3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を訂正する場合

- (4) 裁決で、審査請求に係る利用中止決定等(利用中止請求に係る個人情報の全部 を利用中止する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個 人情報の全部を利用中止する場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に 掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をい う。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用中止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 4 諮問実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第38条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示裁決に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 雲仙市個人情報保護審査会

(設置等)

- 第39条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うため、雲仙市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、この条例の運用に関する重要な事項について 調査審議するとともに、個人情報保護制度のあり方について実施機関に建議することが できる。

(委員)

- 第40条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(審査会の調査権限)

第41条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用中止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合に

- おいては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることはできない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定 等又は利用中止決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する 方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることがで きる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述)
- 第42条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に対し、口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「ロ頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等並びに処分庁等(行政不服審査法第 4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるもの とする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、 処分庁等に対して質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第43条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第44条 審査会は、第41条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるとき

は、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的 記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を 求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあ ると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならな い。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないとみとめるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第45条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

- 第46条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第39条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。
- 2 審査会は、前項の諮問が第37条第1項の規定によるものである場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第47条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(苦情の処理)

第48条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第49条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(他の制度との調整)

- 第50条 他の法令等(雲仙市情報公開条例(平成17年雲仙市条例第9号)を除く。) の規定により、個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示又 は訂正その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところに よる。
- 2 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しない。

(出資法人等への要請)

第51条 市が出資その他財政支出を行う法人又は公共的団体に対して、個人情報の保護 に関し、この条例の趣旨にのっとり適正な取扱いを確保するよう要請するものとする。 (読替規定)

第52条 この条例において、第1章第1条、第2条第7号、第3条並びに第4条、第2章第1節第9条第1項及び第2項並びに第10条、同章第2節(第12条第2項を除く。)、同章第3節、同章第4節第32条第1項第2号、第33条並びに第34条、第3章第37条第1項並びに第38条第2号、第4章第41条、第5章第48条、第50条第1項並びに前条並びに第6章第54条、第55条、第56条並びに第58条の規定中「個人情報」とあるのは、「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」とする。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する個人情報が記録された特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第55条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第57条 第40条第5項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の国 見町個人情報保護条例(平成17年国見町条例第4号)、瑞穂町個人情報保護条例(平 成17年瑞穂町条例第9号)、吾妻町個人情報保護条例(平成17年吾妻町条例第4 号)、愛野町個人情報保護条例(平成17年愛野町条例第5号)、千々石町個人情報保 護条例(平成17年千々石町条例第4号)、小浜町個人情報保護条例(平成17年小浜 町条例第7号)又は南串山町個人情報保護条例(平成17年南串山町条例第6号)(次 項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その 他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例

による。

附 則(平成27年10月1日条例第15号) この条例は、番号法の施行の日から施行する。 附 則(平成28年3月25日条例第3号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成30年3月26日条例第6号) この条例は、公布の日から施行する。